

紹介せんとする流速計は図-1(イ), (ロ)の構造を有するものである。

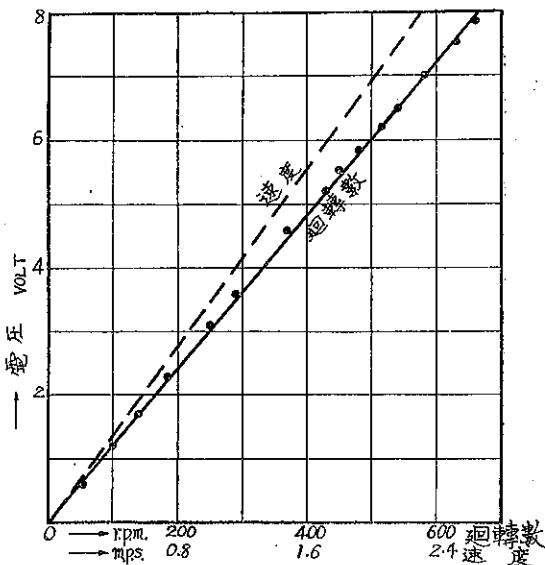
プロペラ型を図-1の如きを採用し、廻転軸支點の2ヶ所に摩擦と慣性モーメントを小ならしめる爲に、ボルペーリングを装置する時は、 $2\text{m/sec}$  の流速に對して發電機廻転軸の廻転數は大略  $500\text{r.p.m}$  となり、之に依つて發電機端子に誘起せられる電圧は約  $6\text{volt}$  であり、之が準備實驗測定結果は図-2の如くである。

以上の構造理論により流速を変移させて、ボルトメーター上に流速を實驗結果より目盛るものである。

發電機式流速計の構造部分品としては、流速計主体、流速讀取メーター及流速計凸紐等である。

**3. 結 言** 以上の發電機式流速計を設計提案したもので、唯今製作所に註文し試作中なれば出來上り次第實驗實測をなし後日報告せんとするものである。

図-2. 流速、廻転數、電圧關係圖



## 電 力 國 家 管 理 の 概 要

會員野 口 譲\*

**1. 電力管理法の議論通過に至るまで** 電力は電燈用として又動力用として今日の民衆生活に不可缺であるのみならず、新興化學工業の原料的要素として國防上、產業上重大なる任務を有し、最近著しくその重要性を増して來た。而して電氣事業は公共的の重要性あると共に設備等の關係上その供給に關し特有の獨占性を必要とする。此の如き事業が從來の如く營利を本位とする多數の事業者の分立經營に委ねらるゝは當を得た事でなく、國防、國民經濟等の諸要求に応じ得る様な國家的見地よりする適切なる計畫の下に經營されねばならぬ事は明である。特に我が國唯一の豊富な天然資源と認めらるゝ水力の如きは國家管理の下に始めて合理的、徹底的開發がなし得られるものであり、石炭、石油等の燃料の節約がなし得るのである。而して又國家管理により非常時に於ける敏速確實なる動力動員、平時に於て都市農村を通ずる電力料金の衡平化を可能ならしめ、電氣事業の有する本來の公共的使命を達成し得るのである。

それ故に電力國營と云ふ問題に付ては識者の間には以前から研究されてゐたが、二・二六事件後に成立した廣田内閣に於て革新政策の一として頗る木澤相の主唱する民有國營の形式による電力管理案が採用せられ、議會提出の運びに至らんとしたが同内閣の瓦解により挫折した。而して現近衛内閣に至り刻下の非常時局に照し電力管理の

\*電力管理準備局技術工学士 遷信省電力管理準備局土木課勤務

一層必要なる事が痛感せられて、永井遞信大臣によりその實施方法に關し研究の上、頬母木案に同大臣の經倫を織り込み法案が作成せられ、第 73 議會休會開け騁頭に上程せられた。爾來贊否兩論相決せず天下の輿聽を集めること 60 日兩院協議會にまで移行され會期の延長まで見て遂に議會を通過し、4月 5 日付を以て電力管理法の公布を見るに至つた。

## 2. 電力管理の概要

法律は電力管理法、日本發送電株式會社法、現行電氣事業法の改正及社債處理に関する法律より成るが、日本發送電會社と稱する特殊會社を設立し發送電設備の建設運営を行はしめ、政府が發送電の計畫、料金の決定の如き重要事項を決定し、國家管理の實を擧ぐるを骨子とし、地方的小事業及民衆と接觸をなし多分に商業的要素を含む配電事業は現在の儘民營とし、監督を強化して管理の效を徹底せしめ、官私合体極めて巧妙なる形態により國家管理の實を擧げんとするものである。

本法律により明年 4 月日本發送電會社が設立せられ管理が始めて實行に移されるのであるが、目下遞信省には電力管理準備局が設立せられ之に對する諸般の準備に忙殺されてゐる。

以下法律を參照しつゝ具体的の説明をする。

國家が管理する電力の範囲は主要なる發電及送電に限り地方的の小事業及自家用發電等は除外する。而して管理上必要なる主要既設火力發電所(大凡出力 1 萬 KW 以上)及送電設備(大凡電圧 10 萬 V 以上)を日本發送電會社に移管せしめ、將來新設する水力發電所は原則的に同社をして建設せしめる(管理法第 1 及第 2 條)。既設の水力發電所は現在の事業者の所有の儘とし管理上必要なる水力發電所の發生電力は日本發送電會社がその所有する送電設備を通じて買ひ受ける。蓋し水力發電所は一度施設すれば、之を動かすものは自然の河川の水で、河水を剥す處なく利用發電すればその利用は全き故強いて發送電會社で買收し、その資産を龐大ならしめる必要が無い。之に反し火力發電所は之を運転するものは石炭でその運転方法により石炭の消費量が決定され、分立せる事業者に委ねて置く事は出來ない、水力發電所で河水を剥す處なく利用し、その補給用として最も能率よき火力發電所を運転する。この關係から主要火力發電所は全部出資せしめるのである。然しながら水力發電所の新規の開發は國家管理の目的から云つても合理的に大規模開發を行ふ必要があり、例外的な小地點を除き發送電會社が國家的の見地よりする開發方針により建設を行ふ必要があるのである。日本發送電會社は上述の如く發送電設備の建設を行ふがその事業の運営は専ら政府が行ふので設備の建設又は変更計畫、電力料金等の如き重要事項は悉く政府の決定に依るのである(管理法第 3 條)。

政府が管理を行ふ發送電に就ては日本發送電會社以外の事業者にも必要な命令をなし得る(管理法第 4 條)。前述發送電の計畫、料金等の決定をなすに當つて政府は之を獨善的に決定せず、官民の權威者を網羅せる電力審議會を置き之に諮詢して萬全を期するのである(管理法第 5 條)。

日本發送電會社は電力設備をなして政府の管理に屬する發送電を行ふ目的の株式會社である(日本發送電會社法第 1 條)。政府は現在の各事業者より前述せる如き管理上必要なる設備を日本發送電會社に出資せしめる事が出来るが(會社法第 2 條、第 8 條)その買收の價格は建設費、減價銷却、益金等を參照して電力評價審査委員會の議を経て決定し(會社法第 9 條)、發送電會社はその設備所有者に右買收價格に相當する株券を與へる(會社法第 11 條)、但し株券を欲せぬ場合は買入を請求し得られ、發送電會社は代金の代りに社債券を交付する事も出来る(會社法第 15 條)。發送電會社は役員として政府の任命する正副總裁の下に 5 人以上の理事、3 人以上の監事を置ぐのであるが、理事は株主會にて 2 倍の候補者を選定しその内から政府が選擇任命する仕組になつてゐる

(會社法第 20 條)。即ち政府は日本發送電會社と云ふ特殊會社に命令し電力設備をなさしめ電力料金を決定し、重役の如きも政府が任命するのであるが、設備會社はこの命令を受けて日常の業務、設備の建設を擔當し民間の資本と能力とを最も有効に活用する重大なる使命を有するもの故、資金調達に便なる様、配當保證等の特權が與へられてゐる(會社法第 29 條、30 條 32 條)。かく特權を與へると同時に他面その業務、會計に就ては政府の嚴重なる監督を受けるのである(會社法第 33 條乃至 42 條)。

以上は電力管理法及日本發送電會社法の大要を述べたのであるが、現在電力會社にはその所有電氣設備を以て工場財團を組織し之を擔保として社債を發行してゐるものがある。この工場財團に屬する設備を日本發送電會社へ出資せしめる場合の處置に關し特に電力管理に伴ふ社債處理に關する法律(法律第 78 號)を公布してゐる。

又管理外の發送電事業及配電事業に就ても國家管理の效果を透徹せしめるために、現状に充分の吟味を加へ、供給區域の整理、統合を計つて、經營の不均衡を是正し、料金の均衡、低廉化、電氣の普及を促進する等の必要あるため現行電氣事業法にも一部の改正が加へられた。

#### 法律第 76 號 電力管理法

- 第 1 條 電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ円滑ナラシムル爲政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第 2 條 本法ニ依リ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ム電力設備ニ依ル發電及送電ハ日本發送電株式會社法ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム
- 第 3 條 政府ハ日本發送電株式會社ノ電力設備ノ建設又ハ変更ノ計畫及電力料金其ノ他ノ電力受給ニ關スル重要事項ヲ決定ス  
前項ノ規定ニ依リ決定スペキ電力料金ノ基準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第 4 條 政府ハ其ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ管理上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ命令ニ依リ生ジタル損害ハ政府之ヲ補償ス
- 第 5 條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮詢ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク  
電力審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第 6 條 略
- 第 7 條 略
- 附 則 略

#### 法律第 77 號 日本發送電株式會社法

- 第 1 章 總 則
- 第 1 條 日本發送電株式會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス  
日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ營ムコトヲ得
- 第 2 條 略
- 第 3 條 略
- 第 2 章 出 資
- 第 4 條 政府ハ電力管理法第 2 條ノ規定ニ依ル勅令ノ定ムル電力設備及其ノ附屬設備ヲ本章ノ規定ニ依リ日本發送

電株式會社ニ對シ出資セシムルコトヲ得

第 5 條 略

第 6 條 略

第 7 條 略

第 8 條 政府ハ日本發送電株式會社ニ對シ國有ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第 9 條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ 2 分ノ 1 = 相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

1. 當該設備ノ建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額
2. 當該設備所有者ノ過去 10 年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乘シタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額

前項ノ建設費、減價銷却金額及益金ハ電力評價査査委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

第 1 項第 2 號ノ一定ノ利率ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第 10 條 略

第 11 條 日本發送電株式會社ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ第 9 條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂込済株式ヲ割當ツベシ但シ當該株式 1 株ノ金額ニ満タザル部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ支拂フベシ

出資ノ目的タル設備ニ変更アリテ其ノ変更部分ニ付株式割當ノ日迄ニ價格決定セザルトキハ當該部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ決済スルコトヲ得株式割當後変更ヲ生ジタル部分ニ付亦同ジ

第 12 條 略

第 13 條 略

第 14 條 略

第 15 條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ日本發送電株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ 3 年間ヲ限リ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ其ノ額面金額ヲ以テ買入ルルコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

第 1 項ノ買入代價ニ付テハ出資者ノ同意アル場合又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ支拂保證アル社債券ヲ以テ時價ニ依リ之ヲ交付スルコトヲ得其ノ社債券ノ發行ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ社債ニ付テハ政府ハ元利ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第 16 條 略

第 17 條 略

### 第 3 章 役 員

第 18 條 日本發送電株式會社ニ總裁副總裁各 1 人、理事 5 人以上及監事 3 人以上ヲ置ク

第 19 條 略

第 20 條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ 5 年トス

理事ハ株主總會ニ於テ 2 倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ 4 年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ 3 年トス

第 21 條 略

第 22 條 略

### 第 4 章 業 務

第 23 條 日本發送電株式會社ノ爲ス電力ノ受給其ノ他ノ業務ノ運營ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第 24 條 日本發送電株式會社ハ電力管理法第 3 條ノ建設又ハ変更ノ計畫ニ從ヒ 主務大臣ノ命ヅル所ニ依リ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ変更ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ハ當該許可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ガ取消ヲ爲シ若ハ其ノ條件ヲ変更シ又ハ當該既設工作物ノ変更若ハ除却ヲ命ズルモノトス

- 第 25 條 日本發送電株式會社ハ前條ノ行政官廳ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ相當ノ補償ヲ爲スベシ  
許可又ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ着手セザルモノニ付テハ前項ノ補償ハ調査又ハ測量其ノ他工事準備ノ爲支出シタル通常ノ費用ノ限度ニ於テ之ヲ爲スベシ
- 第 26 條 日本發送電株式會社ノ爲シタル電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ変更ニ因リ著シク利益ヲ受クル電力設備ノ所有者ハ利益ヲ受クル限度ニ於テ當該建設又ハ変更ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔スベシ
- 第 27 條 略
- 第 28 條 略
- 第 5 章 特 権
- 第 29 條 日本發送電株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
- 第 30 條 日本發送電株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ 3 倍ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第 31 條 略
- 第 32 條 日本發送電株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年 100 分ノ 4 ノ割合ニ達セザルトキ（利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム）ハ政府ハ初營業年度及爾後 10 年間ヲ限リ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ  
每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年 100 分ノ 6 ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ  
日本發送電株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額（前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズ）ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年 100 分ノ 6 ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ 2 分ノ 1 以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ  
前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第 1 項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス
- 第 6 章 監督及義務
- 第 33 條 政府ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 第 34 條 定款ノ変更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第 35 條 略
- 第 36 條 主務大臣ハ日本發送電株式會社監理官ヲ置キ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監視セシム
- 第 37 條 略
- 第 38 條 主務大臣ハ日本發送電株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲が法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
- 第 7 章 罰 則
- 第 39 條乃至 42 條 略
- 附 則 略